

# 住民税の特別徴収が始まります

公的年金からの住民税(市県民税)の特別徴収(天引き)が、今年10月支給分の年金から始まります。これにより、年金の支払い業務を行う「日本年金機構」などが年金から住民税を特別徴収(天引き)して直接市へ納めるようになります。

なお、特別徴収される税額や住民税が特別徴収される公的年金の名称などは、納税通知書に記載していますので、ご確認ください。

## ● 特別徴収の対象者

平成22年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に対する住民税の課税がある人が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する人は、特別徴収の対象となりません。

- ① 平成22年1月1日以後、島市外に転出した人
- ② 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
- ③ 特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの金額を超える人
- ④ 国民年金法に基づく老齢基礎年金などの年金額が18万円未満の人

## ● 特別徴収対象の年金

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。

以前の制度による老齢年金、退職年金などが対象。障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象外です。

## ● 特別徴収の中止

住民税の特別徴収を行つ

ている人でも、次の場合は、特別徴収を中止します。

- ① 特別徴収されている年金の支給が停止された場合
- ② 年金からの介護保険料の特別徴収が中止された場合
- ③ 住民税の年金特別徴収税額に変更があった場合
- ④ 他市町村への転出や死亡した場合

特別徴収が中止されると、特別徴収できなかつた残りの税額が普通徴収納付書などで納付)に切り替わります。

なお、特別徴収が中止になりました。その分は、後日還付します。



## 質問が多い事項についてお答えします

**A** 公的年金からの特別徴収は、地方税法(第321条の7の2)で定められた制度で、付書や口座振替で納めるこ  
とはできます。

**Q** 公的年金からの特別徴収を希望せず、別途納付する方法を変更するも  
のであります。

**A** この制度は、納付する税額が増  
えることはあります。

**Q** 住民税を公的年金から特別徴収する制度は、糸島市だけの制度ですか。

**A** この制度により、納付する税額が増  
えることはあります。

**Q** 住民税を公的年金から特別徴収する制度は、糸島市だけの制度ですか。

**A** この制度は、納付する税額が増  
えることはあります。

**Q** 住民税を公的年金から特別徴収する制度は、糸島市だけの制度ですか。

**A** この制度は、納付する税額が増  
えることはあります。

**Q** 住民税を公的年金から特別徴収する制度は、糸島市だけの制度ですか。

## ■ 市民税・県民税納税通知書の見方

給与特別徴収税額	給与から特別徴収される税額	年税額	差引普通徴収税額	仮徴収税額																																																																																																
平成22年度の市県民税の総額	年税額から給与・年金特別徴収税額を差し引いた残りの税額で、普通徴収(納付書か口座振替)で納める税額と期別納付額	翌年度に仮徴収として年金から特別徴収される税額(前年度の2月に特別徴収される税額と同額)と支給月																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">平成22年度 市民税・県民税 納税通知書 兼 決定通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="5">氏名: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="5">年税額 給与特別徴収税額 年金特別徴収税額 差引普通徴収税額 仮徴収税額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">新規</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>第2期</td> <td>第3期</td> <td>第4期</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払期</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table></td></tr></table>					平成22年度 市民税・県民税 納税通知書 兼 決定通知書					氏名: _____					年税額 給与特別徴収税額 年金特別徴収税額 差引普通徴収税額 仮徴収税額					新規					<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>第2期</td> <td>第3期</td> <td>第4期</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払期</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					第1期	第2期	第3期	第4期	新規				支払期				差引納期限				<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類			支払者の名称: _____			公的年金の種類: _____			<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。			支払者の名称: _____			公的年金の種類: _____			<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。			<table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table>			平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	仮徴収税額
平成22年度 市民税・県民税 納税通知書 兼 決定通知書																																																																																																				
氏名: _____																																																																																																				
年税額 給与特別徴収税額 年金特別徴収税額 差引普通徴収税額 仮徴収税額																																																																																																				
新規																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>第2期</td> <td>第3期</td> <td>第4期</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払期</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					第1期	第2期	第3期	第4期	新規				支払期				差引納期限																																																																																			
第1期	第2期	第3期	第4期																																																																																																	
新規																																																																																																				
支払期																																																																																																				
差引納期限																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類			支払者の名称: _____			公的年金の種類: _____			<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。			支払者の名称: _____			公的年金の種類: _____			<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。			<table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table>			平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	仮徴収税額																																														
あなたの特徴徴収を行ふ公的年金支払者の名称及び種類																																																																																																				
支払者の名称: _____																																																																																																				
公的年金の種類: _____																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																														
前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月																																																																																																				
平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月																																																																																																				
新規																																																																																																				
平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支払者の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金の種類: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。			支払者の名称: _____			公的年金の種類: _____			<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																
あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の期を特別徴収の方法によって選択します。																																																																																																				
支払者の名称: _____																																																																																																				
公的年金の種類: _____																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月</td> </tr> <tr> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> </table>			前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月	平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月	新規	平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																														
前年度からの特別徴収の方法によって徴収する期及び期月																																																																																																				
平成22年10月 平成22年12月 平成23年1月																																																																																																				
新規																																																																																																				
平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>					あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。			<table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table>			平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	仮徴収税額																																																																																								
あなたの本年度において公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、本年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の期を特別徴収の方法によって選択することになりますので、地方税法第321条の10(りんじ)によって通知します。																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>仮徴収税額</td> </tr> </table>			平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月	仮徴収税額																																																																																																
平成22年4月 平成22年6月 平成22年8月																																																																																																				
仮徴収税額																																																																																																				

**A** 公的年金からの特別徴収は、地方税法(第321条の7の2)で定められた制度で、付書や口座振替で納めるこ  
とはできます。

**問い合わせ**  
糸島市税務課  
(332)2066

**A** 遺族年金をもらつて  
います。が、住民税は遺族年金から  
税は非課税所得とされています。  
で、住民税が特別徴収されることはありません。

**Q** 遺族年金をもらつて  
います。が、住民税は遺族年金から  
税は非課税所得とされています。  
で、住民税が特別徴収されることはありません。